

第6 心臟機能障害

第6 心臓機能障害

I 障害程度等級表

級別	心臓機能障害	指数
1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	18
2級		
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	7
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4

II 等級表解説

1 18歳以上の者の場合

- (1) **等級表1級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 次のいずれか**2以上**の所見があり、かつ、安静時又は自己身辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返しアダムスストーカス発作が起こるもの。
- a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - c 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- イ ペースメーカを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は**人工弁移植、弁置換**を行ったもの。
- (2) **等級表3級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア (1) アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰返し必要としているもの。
- イ ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの。
- (3) **等級表4級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 次のうち**いづれか**の所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。
- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
 - b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
 - c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
 - d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの
- イ 臨床所見で**部分的心臓浮腫**があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。
- ウ ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの。

2 18歳未満の者の場合

- (1) **等級表1級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 原則として、**重い心不全、低酸素血症、アダムスストーカス発作又は狭心症発作で継続的医療を要する**もので、次の所見（a～n）の項目のうち**6項目以上**が認められるもの。
- a 著しい発育障害
 - b 心音・心雜音の異常
 - c 多呼吸又は呼吸困難
 - d 運動制限
 - e チアノーゼ
 - f 肝腫大

- g 浮腫
- h 胸部エックス線で心胸比0.56以上のもの
- i 胸部エックス線で肺血流増又は減があるもの
- j 胸部エックス線で肺静脈うつ血像があるもの
- k 心電図で心室負荷像があるもの
- l 心電図で心房負荷像があるもの
- m 心電図で病的不整脈があるもの
- n 心電図で心筋障害像があるもの

イ 先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。

(2) **等級表3級**に該当する障害は、原則として、継続的医療を要し、上記(1)アの所見(a～n)の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄又は閉塞があるものをいう。

(3) **等級表4級**に該当する障害は、原則として症状に応じて医療を要するか少なくとも1～3か月ごとの間隔の観察を要し、上記(1)アの所見(a～n)の項目のうち4項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるものをいう。

〈その他の留意事項〉

- 1 ペースメーカー及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ＩＣＤ）を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については、当該植え込みから3年以内の期間に再認定を実施すること。
- 2 ペースメーカー（体内植込み（埋込み）型除細動器（ＩＣＤ）を含む。以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだことにより身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者から、再認定の期限前や再認定後に、手帳交付時に比較してその障害程度に重大な変化が生じたとして再交付の申請があり、障害程度に変化が認められた場合には、手帳の再交付を行うこととなる。
その際は、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年以内であれば、疑義解釈の〔心臓機能障害〕の4の質疑の回答（1）（111ページ参照）と同様に、また、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年より後であれば、同質疑の回答（2）（112ページ参照）と同様に取り扱う。
- 3 ペースメーカー等を植え込みした者の等級の認定に当たっては、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値を用いることとしているが、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態（一番低いメッツ値）を用いること。
- 4 先天性疾患によりペースメーカー等を植え込みした者は、引き続き心臓機能障害1級と認定することとなるが、先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すものであること。
- 5 植込み（埋込み）型除細動器（ＩＣＤ）を植え込んだ者であって心臓機能障害3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付を受けた後にＩＣＤが作動し、再交付の申請があった場合は、心臓機能障害1級と認定すること。
ただし、この場合においては、疑義解釈の〔心臓機能障害〕の4の質疑の回答（2）（112ページ参照）に従い、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

このページは編集上の都合により
意図的に余白としています。

【参考】

等級表解説を表に整理したもの

(18歳以上)

	1 臨床所見	2 胸部エックス線所見	3 心電図所見
1級	心拍数に対する脈拍数の欠損 10以上	心胸比 0.60 以上	ア 陳旧性心筋梗塞 -有 エ 脚ブロック -有 オ 完全房室ブロック -有 カ 不完全房室ブロック -有 (第2度以上) キ 心房細動 (粗動) -有※ ² ケ STの低下 -有 (0.2mV以上) コ 第I誘導、第II誘導及び 胸部誘導 (但し、V1を除く) のいずれかのTの逆転 -有 《いずれか2以上の所見》
3級			《いずれかの所見》
4級			キ 心房細動 (粗動) -有 ク 期外収縮 -有 ケ STの低下 -有 (0.2mV未満) サ 運動負荷心電図における STの0.1mV以上の 低下 -有 《いずれかの所見》
	部分的心臓浮腫		

※1 2級はありません。

※2 心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上ある場合のみ該当

4 活動能力の程度	5 人工ペースメーカー 人工弁移植、弁置換
<ul style="list-style-type: none"> オ <ul style="list-style-type: none"> ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起ららないもの イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起るもの エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起るもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの オ 安静時若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起るもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起るもの エ ウ イ <p style="text-align: center;">※アは非該当相当</p>	<p>ペースメーカーを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込んだもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</p> <p>ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> <p>ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>

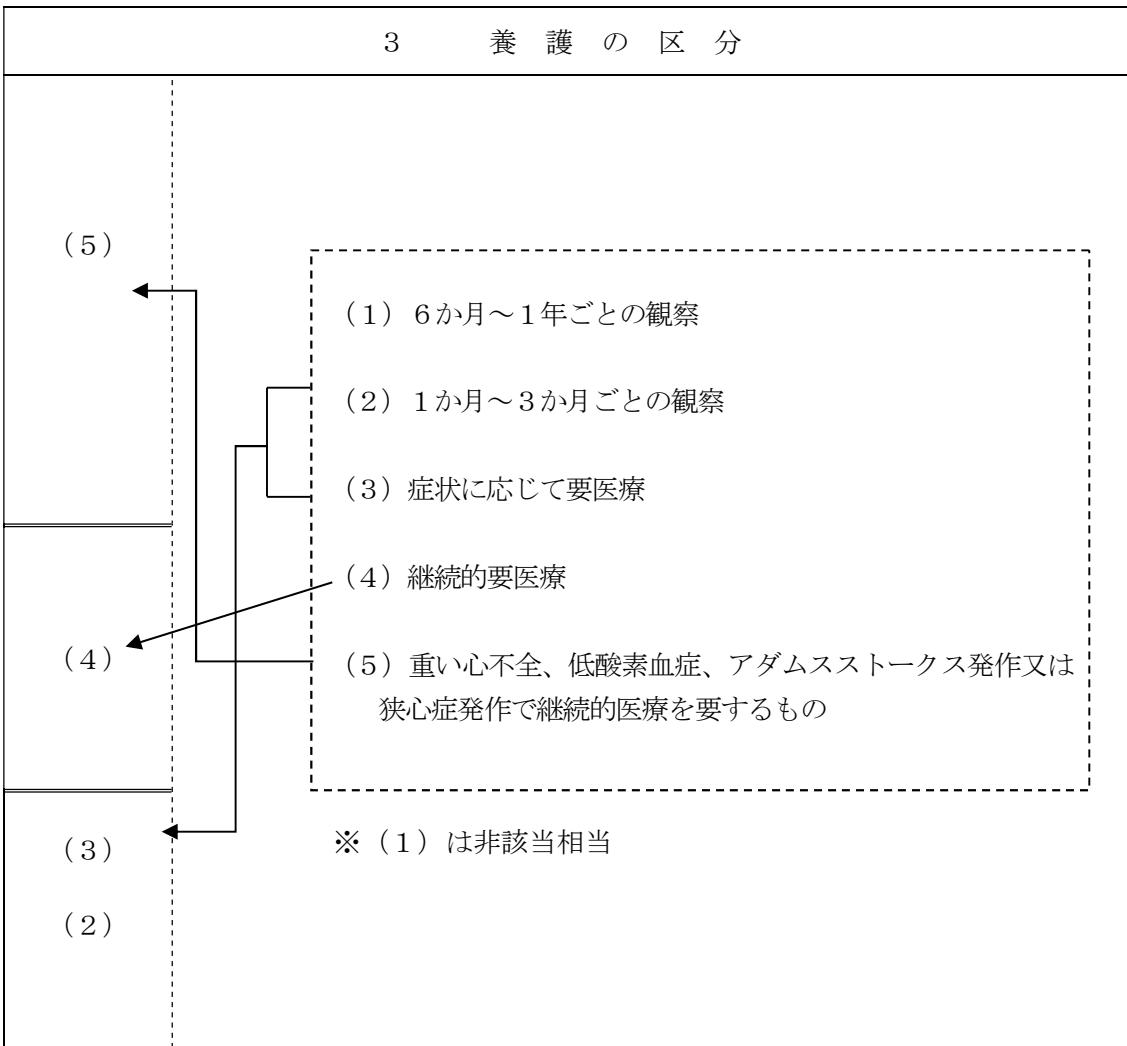
(18歳未満)

	1 臨床所見	2 検査所見
1級	ア 著しい発育障害 イ 心音・心雜音の異常 ウ 多呼吸又は呼吸困難 エ 運動制限 オ チアノーゼ カ 肝腫大 キ 浮腫	(1) 胸部エックス線所見 ア 心胸比0.56以上 イ 肺血流量増又は減 ウ 肺静脈うつ血像 (2) 心電図所見 ア 心室負荷像 イ 心房負荷像 ウ 病的不整脈 エ 心筋障害像
3級		《いずれか6項目以上の所見》
4級		《いずれか5項目以上の所見》
		(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 ア 冠動脈の狭窄又は閉塞
		《いずれか4項目以上の所見》
		(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 イ 冠動脈瘤又は拡張

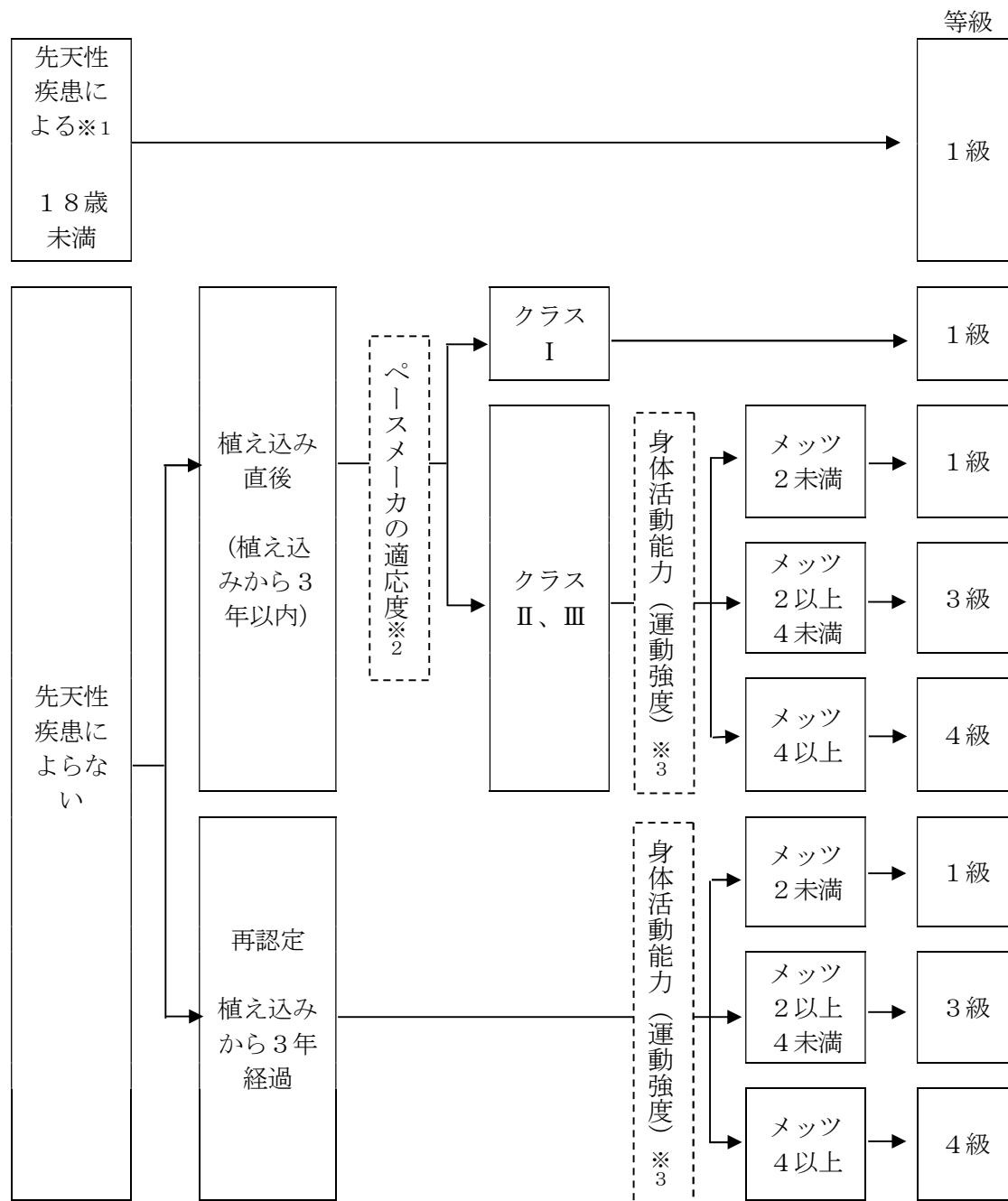
※人工ペースメーカー装着⇒18歳以上の場合の先天性疾患によるものと同様（1級）

※人工弁移植（置換）⇒18歳以上の場合と同様（1級）

3 養護の区分



(ペースメーカー等植え込み)



※1 先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指す。18歳以降の植え込みでも、18歳未満で心疾患を発症し、その疾患を原因として植え込んだことが確認できる場合は1級と認定する。

※2 「不整脈の非薬物治療ガイドライン（2011年改訂版）」におけるエビデンスと推奨度のグレード

※3 平成26年1月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡「心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の身体障害認定における日常生活活動の判定について」参照

III 疑義解釈

心臓機能障害

質 疑	回 答
1 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。	それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。
2 更生医療によって、大動脈と冠動脈のバイパス手術を行う予定の者が、身体障害者手帳の申請をした場合は認定できるか。また急性心筋梗塞で緊急入院した者が、早い時期にバイパス手術を行った場合は、更生医療の申請と同時に障害認定することは可能か。	心臓機能障害の認定基準に該当するものであれば、更生医療の活用の有無に関わりなく認定可能であるが、更生医療の適用を目的に、心疾患の発生とほぼ同時に認定することは、障害固定後の認定の原則から適当ではない。 また、バイパス手術の実施のみをもって心臓機能障害と認定することは適当ではない。
3 18歳以上用の診断書の「3 心電図所見」の「シ その他の心電図所見」及び「ス 不整脈のあるものでは発作中の心電図所見」の項目があるが、認定基準及び認定要領等にはその取扱いの記載がないが、これらの検査データはどのように活用されるのか。	診断医が、「活動能力の程度」等について判定する際の根拠となり得るとの理由から、シ、スの2項目が加えられており、必要に応じて当該検査を実施し、記載することとなる。
4 ペースメーカーを植え込みしたもので、「自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)はどのように判断するのか。	(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。 「自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)のクラスIに相当するもの、又はクラスII以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メツ)の値が2未満のものをいう。 「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、同ガイドラインのクラスII以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メツ)の値が2以上4未満のものをいう。 「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、同ガイドラインのクラスII以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メツ)の値が4以上のものをいう。

質 疑	回 答
5 人工ペースメーカーを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。	<p>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</p> <p>「自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</p> <p>先天性疾患によりペースメーカーを植え込んだ者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカーを植え込んだ18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</p> <p>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</p> <p>同様に取り扱うことが適当である。</p>
6 体内植込み(埋込み)型除細動器(ICD)を装着したものについては、ペースメーカーを植え込みしているものと同様に取り扱うのか。	
7 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例にペースメーカーを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上ペースメーカーの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。	認定基準の18歳以上の1級の(イ)「ペースメーカーを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込んだもの」、3級の(イ)「ペースメーカーを植え込み、家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の(ウ)「ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。

<p>8 人工弁移植、弁置換に関して、</p> <p>ア 牛や豚の弁を移植した場合でも、人工弁移植、弁置換として認定してよいか。</p> <p>イ また、僧帽弁閉鎖不全症により人工弁輪移植を行った場合も、アと同様に認定してよいか。</p> <p>ウ 心臓そのものを移植した場合は、弁移植の考え方から1級として認定するのか。</p>	<p>ア 機械弁に限らず、動物の弁（生体弁）を移植した場合も同様に取り扱うことが適當である。</p> <p>イ 人工弁輪による弁形成術のみをもって、人工弁移植、弁置換と同等に取り扱うことは適當ではない。</p> <p>ウ 心臓移植後、抗免役療法を必要とする期間中は、1級として取り扱うことが適當である。</p> <p>なお、抗免役療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適當と考えられる。</p>
<p>9 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体弁（牛の弁）を移植した場合は、「人工弁移植、弁置換を行ったもの」に該当すると考えてよいか。</p> <p>10 肺高血圧症に起因する肺性心により、心臓機能に二次的障害が生じた場合、検査所見及び活動能力の程度が認定基準に該当する場合は、心臓機能障害として認定できるか。</p>	<p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体弁を移植していることから、1級として認定することが可能である。</p> <p>二次的障害であっても、その心臓機能の障害が認定基準に該当し、かつ、永続するものであれば、心臓機能障害として認定することが適當である。</p>
<p>11 (質疑) 1において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</p>	<p>同様である。</p>

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の
障害認定基準の見直しに関するQ&A（抜粋）

〔平成26年2月18日 事務連絡〕
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課 あて
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

○心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）について

問1 ペースメーカー等を植え込んだ後、指定医の診断書・意見書の記載が可能となる
時期はいつか。

(答)

ペースメーカー等の植え込み手術による身体活動への影響がみられなくなった時期に
診断を行う。その時期については、それぞれの事例で判断されたい。

問2 ペースメーカー等植え込み者の再認定は3年以内に実施することとなるが、再認
定を行うことができる最短期間はどの程度か（1年程度で実施してもよいか）。

(答)

再認定の時期については、3年程度で状態が改善する場合が多いとの専門家の意見
を受けて目安を定めたものであり、基本的には植え込みから3年経過時の直前に実施
することを想定しているが、当初の認定の際に、医師の診断書・意見書で改善する時
期が明らかな場合などについては、それぞれの事例で判断の上、設定しても差し支え
ない。

問3 体内植え込み型除細動器（以下「ICD」という。）の植え込み者で3級又は
4級の認定を受けた者については、作動の度に1級認定、3年以内の再認定を繰
り返し行うのか。

(答)

ICDの植え込み者で3級又は4級の認定を受けた者については、ICDが作動し、
身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付の申請があった場合は、1級と認
定することとなり、再交付から3年以内に再認定を行うこととなる。また、再認定に
おいて3級又は4級になり、その後にICDが作動し、再申請があった場合は同様の
手続きを繰り返すことになる。

問4 肢体不自由などで身体活動能力（メッツ）が測れない場合は、どのように評価
すればよいのか。

(答)

障害の状態によって評価が困難な場合には、植え込み後の心機能の検査所見等から
類推するなど、医学的知見に基づき判断されたい。

問5 ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した者からの新規申請の場合、再認定の基準を用いるのか。また、3年以内の再認定の必要があるのか。

(答)

ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した者から手帳の申請があった場合については、再認定の基準を用いる。また、その場合においては、更なる再認定の必要はない。

問6 再認定までの間に状態が変動したとして再申請があった場合、当初予定していた再認定はどのように取り扱うのか。

(答)

再認定の時期までに状態が変動したとして手帳の再申請があった場合、等級の変更の有無にかかわらず、当初の予定どおり植え込みから3年以内に再認定を行うことが原則であるが、当初設定した再認定の時期と再申請の認定時期が接近しており、その間に状態の変化がないと判断される場合は、再申請に対する認定をもって再認定としても差し支えない。

問7 18歳以前に心疾患を発症したが、ペースメーカー等の植え込みが18歳以降の場合であっても従来どおり1級と認定してよいか。

(答)

18歳未満で心疾患を発症し、その疾患を原因として植え込んだことが確認できる場合は1級と認定する。

問8 ペースメーカー等植え込み者は、3年以内に再認定を行うことになるが、その際に行う身体障害者福祉法第17条の2第1項の診査において、市町村は障害程度に変化が認められるかどのように判断するのか。また、診査には指定医の診断書・意見書を求めることも含まれるのか。

(答)

診査とは障害程度を確認するため指定医の診断を受けさせることであり、市町村は診査の結果に基づき障害程度に変化が認められるか判断されたい。

また、診査には診断書・意見書を求めることも含まれる。

問9 ペースメーカー等の植え込み者について、依存度（クラス）やメッツ値では3級相当の障害であるが、心臓機能障害の認定基準の（1）ア（ア）（4級相当の場合は（1）イ（ア））を満たす所見が認められる場合、上位の等級に認定してよいか。また、再認定は必要か。

(答)

お見込みのとおり、上位の等級に認定しても差し支えない。なお、3年以内の再認定は必要である。

問10 ICDの作動の確認については、誤作動かどうかを含め、何をもって判断するのか。

(答)

ICDの作動については、ICDの記録を基に医師において確認されたい。

問11 ICDが作動した際の認定に当たってはメツツ値にかかわらず作動したこと
をもって1級と認定してよいのか。

(答)

認定に当たっては、ICDの作動が確認されればメツツ値に関係なく1級と認定されたい。

問12 両室ページング機能付き植込み型除細動器（CRT-D）については、どのように取扱うのか。

(答)

ICDと同様に取り扱わみたい。

問14 ペースメーカー等の植え込み者について、再認定時において医師の意見があつた場合、さらに再認定を付すことは可能か。

(答)

ペースメーカー等の植え込み者の再認定については、ICDの作動に伴うものを除き、繰り返して再認定を行うことは想定していないが、医師の意見等があった場合には、適宜判断されたい。

心臓機能障害（ペースメーカ等植え込み者）の身体障害認定における
日常生活活動の判定について

[平成26年1月28日 事務連絡]

各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課 あて
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

心臓機能障害（ペースメーカ等植え込み者）の身体障害認定基準の見直しに係る改正通知については、平成26年1月21日付けでお送りしたところです。

この改正後の身体障害認定基準における日常生活活動の判定に必要な身体活動能力（メッツ）の測定に当たっての身体活動能力質問表の問診事項等については、下記の論文※において示されているところです。

心臓機能障害の身体障害認定のための医師の意見書・診断書を作成する際に、身体活動能力（メッツ）の測定の参考の一つになると思われますので、心臓機能障害の身体障害認定に関わる身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師等に対して、別紙について周知いただきますようお願い申し上げます。

※出典

Sasayama S, Asanoi H, Ishizaka S, Miyagi K. Evaluation of functional capacity of patients with congestive heart failure. In : Yasuda H, Kawaguchi H (eds.), New aspects in the treatment of failing heart syndrome. Springer-Verlag, Tokyo. 1992. pp113-117.

別紙

身体活動能力質問表

(Specific Activity Scale)

●問診では、下記について質問してください。

(少しつらい、とてもつらいはどちらも「つらい」に○をしてください。わからないものには「？」に○をしてください)

1. 夜、楽に眠れますか？(1Met 以下)	はい	つらい	？
2. 横になっていると楽ですか？(1Met 以下)	はい	つらい	？
3. 一人で食事や洗面ができますか？(1.6Mets)	はい	つらい	？
4. トイレは一人で楽にできますか？(2Mets)	はい	つらい	？
5. 着替えが一人でできますか？(2Mets)	はい	つらい	？
6. 炊事や掃除ができますか？(2～3Mets)	はい	つらい	？
7. 自分で布団を敷けますか？(2～3Mets)	はい	つらい	？
8. ぞうきんがけはできますか？(3～4Mets)	はい	つらい	？
9. シャワーを浴びても平気ですか？(3～4Mets)	はい	つらい	？
10. ラジオ体操をしても平気ですか？(3～4Mets)	はい	つらい	？
11. 健康な人と同じ速度で平地を 100～200m 歩いても 平気ですか。(3～4Mets)	はい	つらい	？
12. 庭いじり(軽い草むしりなど)をしても平気ですか? (4Mets)	はい	つらい	？
13. 一人で風呂に入れますか？(4～5Mets)	はい	つらい	？
14. 健康な人と同じ速度で 2 階まで昇っても平気ですか？(5～6Mets)	はい	つらい	？
15. 軽い農作業(庭掘りなど)はできますか？(5～7Mets)	はい	つらい	？
16. 平地で急いで 200m 歩いても平気ですか？(6～7Mets)	はい	つらい	？
17. 雪かきはできますか？(6～7Mets)	はい	つらい	？
18. テニス(又は卓球)をしても平気ですか？(6～7Mets)	はい	つらい	？
19. ジョギング(時速 8km 程度)を 300～400m しても平気 ですか？(7～8Mets)	はい	つらい	？
20. 水泳をしても平気ですか？(7～8Mets)	はい	つらい	？
21. なわとびをしても平気ですか？(8Mets 以上)	はい	つらい	？

症状が出現する最小運動量 Met s

※ Met: metabolic equivalent (代謝当量) の略。安静坐位の酸素摂取量 (3.5ml/kg 体重/分) を 1Met として活動時の摂取量が何倍かを示し、活動強度の指標として用いる。

身体活動能力質問表 記入上の注意及び評価方法

- 担当医師が身体活動能力質問表を見ながら**必ず問診してください。**
(この質問表はアンケート用紙ではありませんから、患者さんには渡さないでください)
- 患者さんに問診し身体活動能力を判定する際には、以下の点にご注意ください。
- 1) 身体活動能力質問表とは、医師が患者に記載されている項目の身体活動が楽にできるかを聞くことにより、心不全症状が出現する最小運動量をみつけ、Mets で表すものです。
 - 2) これらの身体活動は必ず患者のペースではなく、同年齢の健康な人と同じペースでできるかを問診してください。
 - 3) 「わからない」という回答はなるべく少なくなるように問診を繰り返してください。たとえば、患者さんが最近行ったことの無い運動でも、過去に行った経験があれば、今でもできそうか類推することができます。
 - 4) 患者さんの答えが「はい」から「つらい」へ移行する問診項目については特に注意深く確認してください。「つらい」という答えがはじめて現れた項目の運動量（Mets の値）が、症状が出現する最小運動量となり、その患者の身体活動能力指標（Specific Activity Scale:SAS）になります。
 - 5) 最小運動量の決め手となる身体活動の質問項目は、その心不全患者の症状を追跡するための key question となりますので、カルテに最小運動量(Mets 数)と質問項目の番号を記載してください。
- ※key question とは、身体活動能力の判別に役立つ質問項目です。質問項目の 4、5、11、14 がよく使われる key question です。
- 6) Mets 数に幅のある質問項目（質問 6～11、13～20）については、同じ質問項目で症状の強さが変化する場合には、0.5Mets の変動で対応してください。
 - 7) 「少しつらい」場合でも「つらい」と判断してください。

(例) ぞうきんがけはできますか?

- ・ この 1 週間で実際にぞうきんがけをしたことがあり、楽にできた。
 - ・ この 1 週間にしたことはないが、今やっても楽にできそうだ。
 - ・ ぞうきんがけをしてみたが、少しつらかった。
 - ・ ぞうきんがけをしてみたが、つらかった。
 - ・ できそうになかったので、ぞうきんがけはしなかった。
 - ・ この 1 週間にしたことはないが、今の状態ではつらくてできそうにない。
 - ・ ぞうきんがけをしばらくやっていないので、できるかどうかわからない。
 - ・ ぞうきんがけをやったことがないので、できるかどうかわからない。
- } → はい
} → つらい
} → わからない

(初めての測定の場合)

「健康な人と同じ速度で平地を 100～200m 歩いても平気ですか。（3～4Mets）」という質問で初めて症状が認められた場合、質問 11 が key question となり、最小運動量である SAS は 3.5Mets と判定します。

(過去に測定していたことがある場合)

同じ 11 の質問項目で症状の強さが変化する場合、「つらいけど以前よりは楽」の場合は 4Mets に、「以前よりもつらい」場合は 3Mets として下さい。以前とは、前回の測定時のことを持ちます。

第3号様式その5（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害 18歳以上用）

総括表

氏名	年月日生	男・女
住所		
(1) 障害名（部位を明記）		
(2) 原因となった ② 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（　）
(3) 疾病・外傷発生年月日		年月日・場所
(4) 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		年月日
(5) 総合所見		
〔軽度化による将来再認定 要・不要 (再認定の時期 年 月後)〕		
(6) その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年月日		
病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <ul style="list-style-type: none"> ・該当する (　　級相当) ・該当しない 		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

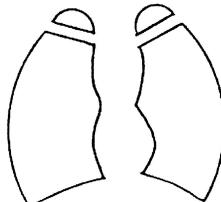
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- ア 動 悸 ^き (有・無)
- イ 息 切 れ (有・無)
- ウ 呼吸困難 (有・無)
- エ 胸 痛 (有・無)
- オ 血 痰 ^{たん} (有・無)
- カ チアノーゼ (有・無)
- キ 浮 腫 (有・無)
- ク 心 拍 数
- ケ 脈 拍 数
- コ 血 圧 (最大) 最小)
- サ 心 音
- シ その他の臨床所見
- ス 重い不整脈のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線写真所見（ 年 月 日）



心 胸 比

3 心電図所見（ 年 月 日）

- ア 陳旧性心筋梗塞 (有・無)
- イ 心室負荷像 (有<右室、左室、両室>・無)
- ウ 心房負荷像 (有<右房、左房、両房>・無)
- エ 脚ブロック (有・無)
- オ 完全房室ブロック (有・無)
- カ 不完全房室ブロック (有 第 度・無)
- キ 心房細動（粗動） (有・無)
- ク 期外収縮 (有・無)
- ケ S T の低下 (有 mV · 無)

コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導

(ただしV₁を除く) のいずれかのT

の逆転

(有・無)

サ 運動負荷心電図におけるS Tの

0.1mV以上の低下

(有・無)

シ その他の心電図所見

ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載)

4 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

オ 安静時若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

5 ペースメーカ (有 年 月 日 ・ 無)

人工弁移植、弁置換 (有 年 月 日 ・ 無)

体内植え込み型除細動器 (有 年 月 日 ・ 無)

6 ペースメーカ等の適応度 (クラス I ・ クラス II ・ クラス III)

7 身体活動能力 (運動強度) (メツツ)

8 その他の手術の状況

ア 手術の種類 ()

イ 手術年月日 (年 月 日 実施済 ・ 予定)

第3号様式その6（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害 18歳未満用）

総括表

氏名	年月日生	男・女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった ③ 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日	年月日	・場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		年月日
⑤ 総合所見		
〔軽度化による将来再認定 要・不要〕 〔再認定の時期 年 月後〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年月日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名	科	医師氏名
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
<ul style="list-style-type: none"> ・該当する （ 級相当） ・該当しない 		
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、縁内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>		

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満・児童用）

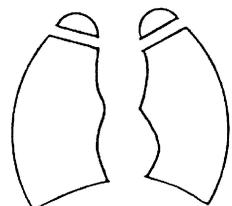
(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | |
|-------------|-------|
| ア 著しい発育障害 | (有・無) |
| イ 心音・心雜音の異常 | (有・無) |
| ウ 多呼吸又は呼吸困難 | (有・無) |
| エ 運動制限 | (有・無) |
| オ チアノーゼ | (有・無) |
| カ 肝腫大 | (有・無) |
| キ 浮腫 | (有・無) |

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心胸比

- | | |
|-------------|-------|
| ア 心胸比0.56以上 | (有・無) |
| イ 肺血流量増又は減 | (有・無) |
| ウ 肺静脈うつ血像 | (有・無) |

(2) 心電図所見

- | | |
|---------|-----------------|
| ア 心室負荷像 | [有(右室、左室、両室)・無] |
| イ 心房負荷像 | [有(右房、左房、両房)・無] |
| ウ 病的不整脈 | [種類] (有・無) |
| エ 心筋障害像 | [所見] (有・無) |

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (年 月 日)

- | | |
|--------------|-------|
| ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 | (有・無) |
| イ 冠動脈瘤又は拡張 | (有・無) |
| ウ その他 | |

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年ごとの観察
- (2) 1か月～3か月ごとの観察
- (3) 症状に応じて要医療
- (4) 繙続的要医療
- (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

4 ペースメーカ	(有)	年	月	日	・	無)
人工弁移植、弁置換	(有)	年	月	日	・	無)
体内植え込み型除細動器	(有)	年	月	日	・	無)

5 その他の手術の状況

ア 手術の種類	()						
イ 手術年月日	(年	月	日	実施済	・	予定)

【診断書作成の際の留意事項】

1 年齢による区分

18歳以上と18歳未満とで認定基準が異なり、診断書も別の様式となっていますので、必ず年齢によって該当する診断書を作成してください。

2 臨床所見、胸部エックス線所見、心電図所見 (18歳未満ではさらに) 心エコー図、冠動脈造影所見

- ① それぞれの項目について、有無いざれかに○印を付けてください。
- ② 心胸比は必ず算出して記入してください。
- ③ S Tの低下については、その程度を何mVと必ず記入してください。
(この場合、単位を間違えないようにしてください。)

3 活動能力の程度 (18歳以上用) 養護の区分 (18歳未満用)

障害程度の認定は、原則として、「活動能力の程度」(「養護の区分」とこれを裏づける心電図所見等の客観的所見により行っており、「活動能力の程度」(「養護の区分」)が重要な意味を持っています。

診断書作成の際にはこの点に留意のうえ、該当する項目を選んでください。

なお、等級との関係は次のとおりですので、参考としてください。

等級	活動能力の程度 (18歳以上用)	養護の区分 (18歳未満用)
非該当	ア	(1)
4級相当	イ、ウ	(2)、(3)
3級相当	エ	(4)
1級相当	オ	(5)

4 ペースメーカー等の植え込み（植え込み直後）の診断

- ① ペースメーカー等の適応度がクラスⅡ、Ⅲの場合、ペースメーカー等の植え込み手術による身体活動への影響がみられなくなった時期に診断書を作成してください。
- ② 先天性疾患により植え込みをしたものを除き、植え込みから3年以内の期間に再認定を実施しますので、3年以内の再認定の時期を記入してください（ただし、4級の場合は除きます。）。